

火災警報について

火災警報の目的

- 湿度が低く風速が大である気象条件の下では、火災が発生しやすく、また、いったん発生した火災は延焼拡大することが多く、人命に与える危険性も一段と高い。
- このような悪条件下においては、普段よりなお一層市民の注意心を喚起して、火災の発生を未然に防止する必要があるとともに、万一出火した場合にも、その被害を最小限度に止めるため、消防機関として特別の警戒体制をとる必要がある。

発令条件

交野市長は大阪府知事から火災気象通報を受けたとき、必要により火災警報を市長が発令する。

制限事項

市民への注意心の喚起及び火災の発生を未然に防止することが必要であると認められたため、次の事項について制限されます。

交野市火災予防条例第37条

火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号の定めるところによらなければならない。

1. 山林、原野等において火入れをしないこと
2. 煙火を消費しないこと
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
5. 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと
6. 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること
7. 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと

市民の方へのお知らせ方法

火災警報が発令された場合は、防災行政無線（戸別受信機を含む）・広報車（消防車）・サイレン等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等と連携して皆さんにお知らせします。